

## 五所川原市特定創業支援等事業に関する証明書交付事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、五所川原圏域創業支援等事業計画（平成30年8月31日認定、令和2年12月23日変更認定）に記載する特定創業支援等事業による支援に係る証明書の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）において使用する用語の例による。

### (対象者)

第3条 証明書（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項に規定する証明を記載した書面をいう。以下同じ。）の交付を受けることができる者は、認定特定創業支援等事業による支援を受けた者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業を営んでいない個人で、6か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (2) 前号の事業を開始した個人で、開始後5年未満のもの
- (3) 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合において、6か月以内に当該事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (4) 前号の事業を開始した会社を設立した者で、当該会社が設立後5年未満のもの

### (申請)

第4条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明に関する申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 申請書に添付しなければならない書類は、特定創業支援等事業に係る個人情報の提供に関する同意書（様式第2号）とする。

### (交付)

第5条 市長は、申請書を受理した場合には、認定連携創業支援等事業者に照会し、特定創業支援等事業の支援実施報告書（様式第3号）により、証明書の交付の可否について審査するものとする。

2 前項の規定により、証明書の交付が適当であると認めるときは、申請者に対

し、特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項（様式第4号）を添えて、証明書を交付するものとする。

（有効期間）

第6条 証明書の有効期間は、認定創業支援等事業計画の計画期間終了日までとする。

（取消し）

第7条 市長は、証明書の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により証明書の交付を受けたものと認めるときは、証明した事項を取り消す。

2 前項の規定により証明を取り消された者は、直ちに交付された証明書を市長に返還しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、証明書の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月6日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成30年9月7日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月4日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項  
の規定による証明に関する申請書

令和 年 月 日

五所川原市長 殿

住 所  
電話番号  
申請者氏名  
（※法人の場合は代表者名）

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間
2. 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地  
・商号（屋号）  
・本店所在地
3. 設立する会社の資本額 万円（会社の場合）
4. 事業の業種、内容
5. 事業の開始時期 令和 年 月 日

第 号

証明日 令和 年 月 日

五所川原市長 佐々木 孝昌 印

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

有効期限 令和8年3月31日まで

(注) 会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

様式第 2 号(第 4 条関係)

特定創業支援等事業に係る個人情報の提供に関する同意書

令和 年 月 日

五所川原市長 殿  
創業支援等事業者 殿

住 所  
電話番号  
氏 名  
(代表者名)

私は、五所川原市が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 7 条第 1 項の規定に基づく証明を行うに当たり、私が受けた認定特定創業支援等事業の内容を確認するため、下記の創業支援等事業者に対して、私の住所、氏名、電話番号等の情報を提供することについて同意します。

また、下記の創業支援等事業者が、私が受けた認定特定創業支援等事業の内容を五所川原市に提供することについて同意します。

記

(支援を受けた創業支援等事業者名)

---

---

---

---

様式第3号(第5条関係)

特定創業支援等事業の支援実施報告書

令和 年 月 日

五所川原市長 殿

報告者  
住所  
名称  
代表者名

下記のとおり、産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業を実施しましたので、報告します。

記

1 支援を実施した創業者

住所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(代表者名)

2 支援の内容

内容	支援形態	支援内容	期間
経営	<input type="checkbox"/> 相談支援		令和 年 月 日～
	<input type="checkbox"/> 研修等		令和 年 月 日 ( 日間)
財務	<input type="checkbox"/> 相談支援		令和 年 月 日～
	<input type="checkbox"/> 研修等		令和 年 月 日 ( 日間)
人材育成	<input type="checkbox"/> 相談支援		令和 年 月 日～
	<input type="checkbox"/> 研修等		令和 年 月 日 ( 日間)
販路開拓	<input type="checkbox"/> 相談支援		令和 年 月 日～
	<input type="checkbox"/> 研修等		令和 年 月 日 ( 日間)

## 様式第4号（第5条関係）

### 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

#### 1 会社（※1）設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減（※2）を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）されます。

(2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 五所川原市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

#### 2 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

(2) 五所川原市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

#### 3 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

(2) 五所川原市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。